

平成18年7月27日

## 貸金業制度等の見直しに対するクレジット業界の意見

社団法人日本クレジット産業協会

## 1. 貸金業の適正化

## (1) 参入規制、監督・罰則の適正化

貸金業に対する社会的信用の向上のためには、多重債務問題などの諸問題を解決する上で、参入規制や監督・罰則の強化はすべきものとする。その上で、適格業者による自由競争が認められるべきである。

- (ア) 消費者向け金融サービスはわが国の経済の中で重要な位置を占めるだけでなく、消費生活に影響を与えるという点で社会的にも重大な責任を有している産業である。
- (イ) このことを考えれば、コンプライアンス体制が不十分な事業者の参入規制や監督・罰則の強化については、これをすべきものとする。
- (ウ) その上で、コンプライアンス体制が整っている適格業者間において、自由競争が認められる環境とするべきである。

## (2) 自主規制機関の段階的強化

自主規制機関の段階的強化していくにあたり、販売信用兼業者における貸金業務は、貸金専業者とは異なる面もあることから、自主規制機関を貸金業協会のみとし、一律的な自主規制とすることは必ずしも最適なコンプライアンスの構築に資するとは限らない。

- (ア) 販売信用兼業者が行っている貸金業務は、貸金専業者と似て異なる側面があることから、貸金業協会のみとすることが十分なコンプライアンスに資するとは限らない。
- (イ) 現在、販売信用関係の団体においても貸金業務取扱主任者試験を実施しており、貸金業務に関する自主規制を行っていくための体制は整いつつある。

- (ウ) そのことから、貸金業者は貸金業務に関する業界自主規制を行なっているいずれかの団体に加入することで、より網羅的に実務に沿った自主規制が行なえる体制とすべきである。

### (3) 広告規制・行為規制の強化

業界における自主規制と行政による規制が適切に役割分担をして対応していくべきである。

## 2. 過剰貸付の抑制

### (1) 信用情報機関の充実・強化

販売信用分野の貸金業者は、現状でもいずれかの信用情報機関に加入しており、特定の一機関への加入を義務付けるのは過剰規制である。

- (ア) 販売信用分野の貸金業者においては、貸金専業者と異なり、現状においてもいずれかの信用情報機関に加入している。
- (イ) また、最近では業態を超えて相互の機関に加入するなどの動向もある。
- (ウ) このことから、特定の民間企業・団体への加入を義務付けることで信用情報機関間の競争を排除すべきではない。

### (2) カウンセリング体制の充実

多重債務者の予防や救済措置について、業界の責務としての取り組みだけでなく、国・地方公共団体も協調して取り組む必要がある。

- (ア) これまで、クレジット業界では昭和59年から高等学校を中心にクレジット教育の充実のための活動を行うとともに、業界有識者が学校等を訪問し、クレジットの正しい使い方などについて教育を行っている。また、多重債務者のカウンセリング機関として、昭和62年には財団法人日本クレジットカウンセリング協会を設立し、拡充・強化に努めている。
- (イ) 多重債務問題を総合的に解決するためには、業界においても更なる努力を行なっていくが、国・地方公共団体も協調して、金銭経済教育やカウンセリングなどの対策に取り組む必要があると思われる。

### (3) 総量規制の強化

総量規制として、一律に基準を設けることは非常に難しく、仮に一律に基準を作成した場合、現時点では問題が多いことから慎重に検討していただきたい。

- (ア) 借り手の年収、返済能力、支払い意思は千差万別であり、一律に基準を設けることは非常に難しく、仮に一律に基準を作成した場合、借り手の

ニーズに対応できなくなるおそれがある。

- (イ) さらに、消費を減退させるなど経済全体に影響を及ぼす可能性がある。
- (ウ) 借り手の返済能力は賃金や年齢などにより常に変化するものであり、借り手の返済能力に関する情報が借り手側に偏在している中であって、貸金業者が借り手の返済能力を正確に判断するのは難しい。
- (エ) 貸金業者が過剰貸付の判断基準を遵守するためには、借り手の状況を正確に把握する必要がある。そのためには、貸金業者の個人信用情報機関への加入、全件照会・全件登録だけでなく、勤務先・家族等の私人間の借り入れなど全ての借入状況についても把握する必要があるが、これらは、現実的には難しいと言える。

#### (4) 支払額・返済期間の適正化

リボルビング方式の返済方法に対し最低返済額や最長返済期間の規制を設けるべきという意見については、返済方法としてのリボルビング方式の利便性を考慮して検討していただきたい。

- (ア) リボルビング方式は、月々の最低支払額を比較的少額に設定することで返済期間が長期化し、債務依存体質を助長するという指摘があるが、繰り返し利用しても月々の返済額がほぼ一定であるため、家計支出の将来計画が回数指定の分割払いよりも容易であるという借り手にとって大きな利便性がある。
- (イ) また、ボーナス併用払いや約定の返済に加えて、自由に返済できるサービスを導入するなど、家計の返済余力に対して弾力的に対応できることで、家計に対する自己コントロールがしやすいことも、リボルビング方式の大きな特徴である。
- (ウ) クレジットカードを利用したリボルビング方式のカードローンでは、残高に比例して月々の最低支払額を上げるなどの対応をしているところも多く、返済期間の長期化を防止するような商品設計を心掛けている。
- (エ) このため、借り手の債務依存体質を助長しないための方策として、最低支払額等について目安を設けることについては、リボルビング方式の持つ利便性に十分なお配慮をいただきたい。

### 3. 金利体系の適正化

#### (1) 上限金利のあり方

上限金利は、中小事業者・小売商団体の経営、消費者金融か事業者金融か、貸付金額の多寡や貸付期間の長短など、様々な側面を考慮して検討していただきたい。

- (ア) 具体的な上限金利を定めるに際しては、以下のような側面も十分に考慮

されるべきであると考える。

- 規模のメリットを享受しにくい中小事業者・小売商団体は、一方で消費者利便性への確保の観点からも、地域経済に密着した貸付サービスを行っている。このため、中小事業者・小売商団体への配慮が地域振興に繋がる。
  - 消費者貸付においては、貸金業者は借り手の個人的事情や詳細にわたる経済的事情は分からず、この点については一般の取引と異なり、情報の非対称性があるため、貸金業者にむしろ不利な状況にあり、そのことが金利に反映されている。
  - 貸付業務の経費は、貸付の金額の大小、貸付期間の長短で比例するものではなく、例えば、返済費用の口座振替手数料やATM利用手数料、書面の作成費などの諸経費がかさみ、小口貸付・短期貸付では、相対的に高額なものとなり、高コストを余儀なくされる商品であることから、一律の上限金利では事業性に問題が生じる。また、同様に事業者貸付と消費者貸付で一律に上限金利を定めることにも問題がある。
  - 上限金利を固定的に規制する場合には、現在、低金利の状況にあるが、ゼロ金利政策の解除に伴い、今後金利上昇が見込まれることから、安定的に貸金業が営める水準に定めるべきである。
- (イ) なお、上限金利は昭和58年から段階的に引き下げられてきたが、消費者破産はそれと連動せず、むしろ増加している。このことから、多重債務は金利の引き下げで減少するものではないと思われる。
- (ウ) これらを踏まえて、グレーゾーンの廃止や廃止後の方向性について慎重に検討すべきであり、いわゆる「短期・小口」の融資については、従前の利便性も考慮に入れて、別の手当てをすべきである。
- (エ) また、上限金利の検討においては、利息制限法と出資法でみなし利息の範囲が異なっていることが問題になることから、現状の取引実態を勘案しつつ、みなし利息の範囲を見直す必要がある。
- (オ) なお、金利を引き下げるにあたっては、経過措置を十分に設けた上で、段階的に引き下げることにより、中小事業者への配慮とともに、利用者が混乱することのないよう移行させていくべきである。

以上